

農作物共済における飼料用米等取扱要綱について

平成21年6月19日
21経営第1320号
農林水産省経営局長通知
知 事 宛

改正 平成21年8月5日21経営第2413号、22年6月1日22経営第1124号、23年
9月1日23経営第1663号、23年12月26日23経営第2313号

米穀の生産調整実施要領（平成20年1月31日付け19総食第949号農林水産省総合食料局長通知）第3の2の新規需要米のうち、同要領別紙4の第3の1に掲げる飼料用のもの及び同要領別紙4の第3の2に掲げる米粉用のものを農作物共済の水稲として円滑に取り扱うため、農作物共済における飼料用米等取扱要綱を別添1のとおり定め、平成21年産の水稲から適用することとしたので、御了知の上、貴管内農業共済組合等への周知及び指導をよろしく願います。

また、この要綱の施行に伴い、農作物共済における飼料用米取扱要綱（昭和62年6月12日付け62農経B第1450号農林水産省経済局長通知）は廃止する。

なお、平成20年産以前の水稲については、なお従前の例によるものとする。

おって、このことについて、貴県（道府）農業共済組合連合会会長理事あて別添2のとおり通知したので、申し添える。

農作物共済における飼料用米等取扱要綱

第1 通 則

1 目 的

この要綱は、米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成21年法律第25号）第2条第2項の新用途米穀並びに米穀の需給調整実施要領（平成20年1月31日付け19総食第949号農林水産省総合食料局長通知）第3の2の新規需要米のうち、同要領別紙4の第3の1に掲げる飼料用のもの（以下「飼料用米」という。）及び同要領別紙4の第3の2に掲げる米粉用のもの（以下「米粉用米」という。）を農作物共済の水稲として円滑に取り扱うことを目的として、その具体的な取扱方法を定めるものとする。

2 引受要綱、損害評価要綱等との関係

飼料用米及び米粉用米の取扱いについては、この要綱に定めるもののほか、農作物共済引受要綱（昭和47年1月31日付け47農経B第209号農林省農林経済局長通知。以下「引受要綱」という。）、農作物共済損害評価要綱（昭和47年3月23日付け47農経B第466号農林省農林経済局長通知。以下「損害評価要綱」という。）、農作物共済損害評価組合等実測調査要領（昭和53年8月7日付け53農経B第2342号農林水産省経済局長通知。以下「組合等実測調査要領」という。）、農作物共済損害評価連合会実測調査要領（昭和47年3月23日付け47農経B第467号農林省農林経済局長通知。以下「連合会実測調査要領」という。）その他の農作物共済（水稻）の業務取扱いに関する通知の定めるところによる。

第2 引 受 け

1 単位当たり共済金額

組合等（農業災害補償法（昭和22年法律第185号。以下「法」という。）第12条第3項の組合等をいう。以下同じ。）が共済規程等（法第86条第1項の共済規程等をいう。以下同じ。）で定める単位当たり共済金額は、飼料の用に供するもの又は米粉の用に供するものとして農林水産大臣が定めたものから選択するものとする。

この場合において、組合等は、当該組合等の区域（法第107条第1項の組合等の区域をいう。）内における生産製造連携事業計画に係る認定申請書（米穀の新用途への利用の促進に関する法律施行規則（平成21年農林水産省令第41号）別記様式第1号）、新規需要米取組計画書（米穀の需給調整実施要領別紙4の第5の1の新規需要米取組計画書のうち飼料用米及び米粉用米に係るものをいう。以下同じ。）等の内容から、当該組合等の区域内の飼料用米及び米粉用米に係る農家手取価格（出荷価格から運搬料、検査料等の流通関係経費を控除した価格をいう。）を推計し、その推計値からみて適正な価額を選択するものとする。

2 組合等が定める耕地ごとの基準単収

組合等が定める耕地ごとの基準単収（引受要綱第2章第1節第1の基準単収をいう。以下同じ。）は、引受要綱第2章第1節第1に基づき定めるが、飼料用米の耕作を行う耕地については、水稻の穀実（玄米）の全量（飼料用米として流通することとなる粗玄米）を基礎とし、かつ、当該耕地の耕種条件、肥培管理、過去の被害実績等（これらの事項を確認することができる資料（栽培計画等）の組合員等からの提出等の方法により確認する。）を参酌して定めるものとする。

なお、引受要綱第2章第1節第1の1の（4）の規定について、飼料用米及び米粉用米は対象としないものとする。

3 組合等の引受け

(1) 共済細目書

組合等は、当該組合等の組合員等（法第12条第1項の組合員等をいう。以下同じ。）で飼料用米及び米粉用米の耕作を行うものがある場合は、当該組合員等が組合等に共済細目書異動申告票（引受要綱様式第1号その1）を提出する際に、当該耕作を行う耕地の品種欄に、品種名と併せて、飼料用米にあつては「㊦」と、米粉用米にあつては「㊧」と記載するなどして、当該耕作を行う耕地を明確にさせるものとする。

単位当たり共済金額の個人選択を導入する組合等にあつては、共済細目書異動申告票の「選択共済金額」欄及び共済細目書の「個人選択共済金額」欄について、飼料用米及び米粉用米の欄を設けるなどして金額を記載することができるようにすることとする。

(2) 共済細目書の検討

ア 組合等は、飼料用米及び米粉用米を耕作する組合員等から共済細目書の提出を受けたときは、引受要綱第4章第4の2によるほか、地域農業再生協議会（需給調整実施要領第1の4の地域農業再生協議会をいう。以下同じ。）等と連絡を密にし、生産製造連携事業計画（米穀の新用途への利用の促進に関する法律第4条第1項の生産製造連携事業計画をいう。以下同じ。）の内容及び認定（米穀の新用途への利用の促進に関する法律第4条第1項及び第5条第1項の認定をいう。以下同じ。）又は新規需要米取組計画書の内容及び認定（米穀の需給調整実施要領別紙4の第5の6の認定をいう。以下同じ。）の状況を確認し、耕地、作付面積、品種等の誤記、記入漏れ、変更等の有無を検討する。

なお、飼料用米及び米粉用米を主食用米（飼料用米及び米粉用米以外の水稻をいう。以下同じ。）と同一耕地に同一品種で作付けしている耕地については、飼料用米、米粉用米及び主食用米ごとに分割することとし、当該分割した耕地ごとの面積は、次の（ア）又は（イ）の面積とする。

（ア）組合員等が、分割前の耕地内のそれぞれの作付箇所を杭などの目印で分割することができる耕地

杭などの目印で分割した耕地ごとの面積。

（イ）（ア）以外の耕地

分割前の耕地の面積に、当該組合員等が栽培する飼料用米、米粉用米及び主食用米のそれぞれの面積から、（ア）の耕地及び耕地ごとに飼料用米、米粉用米又は主食用米を作付けしている耕地（以下「分割等耕地」という。）の面積（分割等耕地がない場合には0（零））をそれぞれ差し引いた飼料用米、米粉用米及び主食用米ごとの面積の、当該面積を合計した面積に対する割合を乗じた面積。

イ 組合等は、飼料用米、米粉用米又は主食用米のいずれかが次の（ア）又は（イ）に該当する場合には、その引受方式（引受要綱第1章第3節の一筆方式、半相殺方式、全相殺方式及び品質方式をいう。以下同じ。）について、組合員等から既に申出のあった引受方式とは別の引受方式での申出も行わせることとする。

（ア）引受要綱第4章第1節第4の2の（1）のキの検討の結果、農業災害補償法施行規則（昭和22年農林省令第95号）第47条の9に規定されている者以外の者となり、組合員等が申し出た引受方式で引き受けることができない場合。

（イ）組合員等が申し出た引受方式とは別の引受方式で引き受けることが、組合等の事務の効率化の観点から最も効果的である場合であって、かつ、当該別の引受方式で引き受けることについて当該組合員等の了承が得られている場合。

（3）組合員等ごとの引受けの再確定

組合等は、引受要綱第4章第1節第4の3の組合員等ごとの引受けの確定後において、生産製造連携事業計画の認定又は新規需要米取組計画書の認定に伴い組合員等の耕地に飼料用米及び米粉用米の耕作を行うこととなったものが新たに発生した場合には、当該組合員等に対してその旨を報告させるものとする。当該報告を受けた場合には、共済細目書について（2）と同様の検討を行い、引受要綱第4章第1節第4の4の組合員等ごとの引受けの再確定（以下「再確定」という。）の必要がある場合には、再確定をするものとする。また、地域農業再生協議会等と連絡を密にし、当該報告のない場合についても、（2）と同様の検討を行い、再確定の必要がある場合には、再確定をするものとする。

ただし、生産製造連携事業計画の認定及び新規需要米取組計画書の認定が、収穫する前に行われなかった場合には、再確定の対象としないものとする。

（4）引受通知書

飼料用米及び米粉用米の引受けを行う組合等は、引受通知書（引受要綱第4章第1節第5の引受通知書をいう。以下同じ。）を作成するに当たり、引受戸数の合計欄にかっこ書で実引受戸数を記載するものとする。また、別紙様式「飼料用米等引受状況表」に準じて作成した表を引受通知書に添付するものとする。

4 連合会の引受け

農業共済組合連合会（以下「連合会」という。）は、再保険引受通知書（引受要綱第4章第2節第3の再保険引受通知書をいう。以下同じ。）を作成するに当たり、連合会の会員である組合等で飼料用米及び米粉用米の引受けを行うものがある場合は、引受戸数の合計欄に、かっこ書で実引受戸数を記載するものとする。また、別紙様式「飼料用米等引受状況表」を再保険引受通知書に添付するものとする。

第3 損害評価

1 損害評価通則

(1) 評価の単位

飼料用米及び米粉用米を引き受けている組合等にあつては、水稻の損害評価（損害評価高の決定を含む。）を主食用米、飼料用米及び米粉用米に区分して行うものとする。

(2) 収量の基準

飼料用米については、水稻の穀実（玄米）の全量（飼料用米として流通することとなる粗玄米）を収穫量として損害評価を行うものとする。

(3) 現地評価

飼料用米及び米粉用米の現地評価を悉皆調査、抜取調査及び連合会抜取調査で行う場合は、以下のとおり行うものとする。

ただし、以下のイの場合において、主食用米、飼料用米及び米粉用米の被害状況に差がないときには、評価地区を主食用米、飼料用米及び米粉用米に区分せず、現地評価を行っても差し支えない。

なお、飼料用米及び米粉用米の損害評価に係る抜取調査筆数は、組合等にあつては1評価地区当たり5筆以上、連合会にあつては1組合等当たり3筆以上とするが、上記ただし書の場合はこの限りでない。

ア 飼料用米及び米粉用米に係る作付品種又は耕地の肥培管理が主食用米のものと異なる場合
現地評価を主食用米、飼料用米及び米粉用米に区分して行う。

イ 飼料用米及び米粉用米に係る作付品種及び耕地の肥培管理が主食用米のものと同一の場合
以下の（ア）及び（イ）のとおり行う。

（ア）第2の3の（2）のアの分割等耕地

現地評価を主食用米、飼料用米及び米粉用米に区分して行う。

（イ）第2の3の（2）のアの杭などの目印で分割することができない耕地

当該耕地の現地評価を一括して行い、その結果を同一耕地に作付されている主食用米、飼料用米及び米粉用米それぞれに適用する。

(4) 損害評価高のとりまとめ

(3)に基づき現地評価を行った場合における平均単収差及び単当修正量については、主食用米、飼料用米及び米粉用米を区分して算定し、それぞれに適用するものとする。ただし、(3)のただし書により、主食用米、飼料用米及び米粉用米に評価地区を区分せず組合等及び連合会の現地評価を行った場合には、平均単収差及び単当修正量を主食用米、飼料用米及び米粉用米ごと

に区分せず算定し、それぞれに適用するものとする。

2 事務取扱細則

(1) 損害評価要綱関係

ア 組合等

(ア) 組合員等の損害通知書（損害評価要綱様式第1号の5、同第1号の6の(1)、同第1号の6の(2)、様式例第21号、同例第23号の1、同例第23号の2、同例第24号、同例第50号の1、同例第50号の2及び同例第50号の3）

主食用米、飼料用米及び米粉用米の別ごとに取りまとめるものとする。ただし、1の(3)のイのただし書の場合はこの限りでない。

なお、様式中損害評価野帳の部分及び被害表示の立札の部分のそれぞれごとに、欄外の余白に、飼料用米に係るものについては「㊟」と、米粉用米に係るものについては「㊠」と表示するなどして、飼料用米及び米粉用米に係るものを明確にしておくものとする。

(イ) 農単申告抜取調査野帳（損害評価要綱様式第1号の7）、組合員等別計算表（損害評価要綱様式第22号、同第26号及び同第26号の2）、損害評価野帳（損害評価要綱様式例第25号）、平均単収差計算表（損害評価要綱様式第27号及び同第27号の2）、分割減収量計算表（損害評価要綱様式例第51号）、組合等別出荷数量等調査及び実測調査結果取りまとめ表（損害評価要綱様式例第52号）並びに損害評価取りまとめ表（損害評価要綱様式第53号）

主食用米、飼料用米及び米粉用米の別ごとに取りまとめるものとする。ただし、1の(3)のイのただし書の場合はこの限りでない。

なお、様式中欄外の余白に、飼料用米に係るものについては「㊟」と、米粉用米に係るものについては「㊠」と表示するなどして、飼料用米及び米粉用米に係るものを明確にしておくものとする。また、飼料用米に係るものについては、様式例第25号中、「玄米(上麦)重歩合」欄については空欄とする。

(ウ) 当初評価高報告書（損害評価要綱様式第28号の1、同第29号の1、同第30号の1及び同第54号の1（特定組合（法第53条の2第4項の特定組合をいう。以下同じ。）にあつては、同第28号の2、同第29号の2、同第30号の2及び同第54号の2））

飼料用米及び米粉用米の被害を含めて当初評価高報告書を提出する場合は、水稻として主食用米に係るもの、飼料用米に係るもの及び米粉用米に係るものを合算して当初評価高報告書を作成するものとする（単当共済減収量別一筆方式超過被害面積及び共済減収量欄は記入不要）が、別添資料として主食用米、飼料用米及び米粉用米の別ごとに内訳書（当初評価高報告書と同一様式とする。）を添付するものとする。

この場合において、内訳書の様式中上部欄外の余白に、主食用米に係るものについては「㊦内訳書」と、飼料用米に係るものについては「㊧内訳書」と、米粉用米に係るものについては「㊨内訳書」と表示するなどして、主食用米、飼料用米及び米粉用米に係るものを明確にしておくものとする。

なお、内訳書については、農作物通常責任共済金額及び支払保険金見込額の欄は記入する必要はない。

- (エ) 評価地区別単当修正量報告書（損害評価要綱様式第31号の1又は同第31号の2及び同第31号の3）並びに病虫害による共済減収量報告書（損害評価要綱様式第32号から同第34号まで）

主食用米、飼料用米及び米粉用米の別ごとに取りまとめるものとする。ただし、1の(3)のイのただし書の場合はこの限りでない。

なお、様式中欄外の余白に、飼料用米に係るものについては「㊩」と、米粉用米に係るものについては「㊪」と表示するなどして、飼料用米及び米粉用米に係るものを明確にしておくものとする。

- (オ) 組合等の損害通知書（損害評価要綱様式第3号の5の(1)から同第3号の5の(4)（特定組合にあっては、第3号の5の(5)から第3号の5の(8)）まで）

損害通知書は水稻として主食用米に係るもの、飼料用米に係るもの及び米粉用米に係るものを合算して作成するものとするが、主食用米、飼料用米及び米粉用米の別ごとに内訳書（損害通知書と同一様式とする。）を添付するものとする。

この場合において、内訳書の様式中上部欄外の余白に、主食用米に係るものについては「㊦内訳書」と、飼料用米に係るものについては「㊧内訳書」と、米粉用米に係るものについては「㊨内訳書」と表示するなどして、主食用米、飼料用米及び米粉用米に係るものを明確にしておくものとする。

なお、内訳書については、支払保険金見込額及び農作物異常部分保険金の欄は記入する必要はない。

- (カ) 仮損害評価書（損害評価要綱様式第8号の2の(1)から同第8号の2の(3)まで）

仮損害評価書は、水稻として主食用米に係るもの、飼料用米に係るもの及び米粉用米に係るものを合算して作成するものとするが、主食用米、飼料用米及び米粉用米の別ごとに内訳書（仮損害評価書と同一様式とする。）を添付するものとする。

この場合において、内訳書の様式中上部欄外の余白に、主食用米に係るものについては「㊦内訳書」と、飼料用米に係るものについては「㊧内訳書」と、米粉用米に係るものについては「㊨内訳書」と表示するなどして、主食用米、飼料用米及び米粉用米に係るものを明

確にしておくものとする。

なお、仮損害評価書の戸数欄に、かっこ書で実戸数を記載するものとし、内訳書については、支払保険金及び通常責任共済金額の欄は記入する必要はない。

イ 連合会

(ア) 連合会当初評価高報告書（損害評価要綱様式第41号の1）

飼料用米及び米粉用米の被害につき連合会当初評価高報告書を提出する場合は、水稻として主食用米に係るもの、飼料用米に係るもの及び米粉用米に係るものを合算して連合会当初評価高報告書を作成するものとするが、別添資料として、主食用米、飼料用米及び米粉用米の別ごとに内訳書（連合会当初評価高報告書と同一様式とする。）を添付するものとする。

この場合において、内訳書の様式中上部欄外の余白に、主食用米に係るものについては「㊤内訳書」と、飼料用米に係るものについては「㊦内訳書」と、米粉用米に係るものについては「㊧内訳書」と表示するなどして、主食用米、飼料用米及び米粉用米に係るものを明確にしておくものとする。

なお、内訳書については、支払保険金見込額及び支払再保険金見込額の欄は記入する必要はない。

(イ) 組合等別連合会当初評価高報告書（損害評価要綱様式第42号から同第44号まで）

組合等別連合会当初評価高報告書は、水稻として主食用米に係るもの、飼料用米に係るもの及び米粉用米に係るものを合算して作成するものとするが、主食用米、飼料用米及び米粉用米の別ごとに内訳書（組合等別連合会当初評価高報告書と同一様式とする。）を添付するものとする。

この場合において、内訳書の様式中上部欄外の余白に、主食用米に係るものについては「㊤内訳書」と、飼料用米に係るものについては「㊦内訳書」と、米粉用米に係るものについては「㊧内訳書」と表示するなどして、主食用米、飼料用米及び米粉用米に係るものを明確にしておくものとする。

なお、内訳書については、通常責任共済金額、支払保険金見込額、農作物異常部分保険金及び通常責任共済金額に対応する共済減収量の欄は記入する必要はない。

(ウ) 損害通知書（損害評価要綱様式第5号の3の（1）から同第5号の3の（4）まで）

損害通知書は、水稻として主食用米に係るもの、飼料用米に係るもの及び米粉用米に係るものを合算して作成するものとするが、主食用米、飼料用米及び米粉用米の別ごとに内訳書（損害通知書と同一様式とする。）を添付するものとする。

この場合において、内訳書の様式中上部欄外の余白に、主食用米に係るものについては「㊤内訳書」と、飼料用米に係るものについては「㊦内訳書」と、米粉用米に係るものにつ

いては「㊸内訳書」と表示するなどして、主食用米、飼料用米及び米粉用米に係るものを明確にしておくものとする。

なお、内訳書については、支払保険金及び支払再保険金の見込額の欄は記入する必要はない。

(エ) 共済減収量の追加認定申請書（損害評価要綱様式第45号）

共済減収量の追加認定申請書は水稻として主食用米に係るもの、飼料用米に係るもの及び米粉用米に係るものを合算して作成するものとするが、主食用米、飼料用米及び米粉用米の別ごとに内訳書（共済減収量の追加認定申請についてと同一様式とする。）を添付するものとする。

この場合において、内訳書の様式中上部欄外の余白に、主食用米に係るものについては「㊸内訳書」と、飼料用米に係るものについては「㊹内訳書」と、米粉用米に係るものについては「㊺内訳書」と表示するなどして、主食用米、飼料用米及び米粉用米に係るものを明確にしておくものとする。

なお、内訳書については、通常責任共済金額の欄は記入する必要はない。

(オ) 損害評価書（損害評価要綱様式第47号及び同第56号）及び仮損害評価書（損害評価要綱様式第10号の3の（1）から同第10号の3の（3）まで）

損害評価書又は仮損害評価書は水稻として主食用米に係るもの、飼料用米に係るもの及び米粉用米に係るものを合算して作成するものとするが、主食用米、飼料用米及び米粉用米の別ごとに内訳書（損害評価書又は仮損害評価書と同一様式とする。）を添付するものとする。

この場合において、損害評価書又は仮損害評価書については、戸数欄にかっこ書で実戸数を記載するものとする。また、内訳書の様式中上部欄外の余白に、主食用米に係るものについては「㊸内訳書」と、飼料用米に係るものについては「㊹内訳書」と、米粉用米に係るものについては「㊺内訳書」と表示するなどして、主食用米、飼料用米及び米粉用米に係るものを明確にしておくものとする。

なお、様式第47号の内訳書については、支払保険金、通常責任共済金額、連合会異常責任保有保険金額、連合会手持保険料、農作物通常部分保険金及び連合会異常責任支払保険金の欄は記入する必要はない。

(2) 組合等実測調査要領関係

ア 水稻の飼料用米についての手刈り実測又はコンバイン実測の場合の実測単収は、実測した筆について未調製乾燥もみを調製して得た粗玄米重に単当換算係数を乗じたものとする。

イ 実測調査野帳（組合等実測調査要領様式1号及び同3号並びに品位判定調査野帳（組合等実

測調査要領様式4号))

主食用米、飼料用米及び米粉用米の別ごとに取りまとめるものとし、様式中欄外の余白に、飼料用米に係るものについては「㊦」と、米粉用米に係るものについては「㊧」と表示するなどして、飼料用米及び米粉用米に係るものを明確にしておくものとする。また、飼料用米については、様式1号中、「実測単収 ⑭=⑩×⑬」欄を「実測単収 ⑭=⑩」とし、⑪欄から⑬欄まで及び⑮欄については空欄とするとともに、様式3号については、「実測単収 ⑲=⑪×⑮×⑱」欄を「実測単収 ⑲=⑪×⑮」と、⑳欄から㉑欄までは空欄とする。さらに、飼料用米について、出荷に当たり農産物検査法（昭和26年法律第144号）に基づく農産物検査を受検しない場合は、様式4号を作成する必要はない。

(3) 連合会実測調査要領関係

ア 水稻の飼料用米についての手刈り実測又はコンバイン実測の場合の実測単収は、実測した筆について未調製乾燥もみを調製して得た粗玄米重に単当換算係数を乗じたものとする。

イ 連合会平均単収差計算表（連合会実測調査要領様式第61号、同第62号及び同第62号の2）及び病虫害による減収量の連合会修正率計算表（連合会実測調査要領様式第1号の2の(2)）

主食用米、飼料用米及び米粉用米の別ごとに取りまとめるものとする。ただし、1の(3)のイのただし書の場合はこの限りではない。

なお、様式中欄外の余白に、飼料用米に係るものについては「㊦」と、米粉用米に係るものについては「㊧」と表示するなどして、飼料用米及び米粉用米に係るものを明確にしておくものとする。

ウ 水稻・陸稲実測調査野帳（連合会実測調査要領様式第2号の1）

主食用米、飼料用米及び米粉用米の別ごとに取りまとめるものとし、様式中欄外の余白に、飼料用米に係るものについては「㊦」と、米粉用米に係るものについては「㊧」と表示するなどして、飼料用米及び米粉用米に係るものを明確にしておくものとする。また、飼料用米については、様式中「実測単収 ⑨=⑤×⑧」欄を「実測単収 ⑨=⑤」とし、⑥欄から⑧欄まで及び⑩欄については空欄とする。

エ 水稻実測調査野帳（連合会実測調査要領様式第2号の2、同第2号の5及び同2号の6）及び連合会品位判定調査野帳（連合会実測調査要領様式第2号の7）

主食用米、飼料用米及び米粉用米の別ごとに取りまとめるものとし、様式中欄外の余白に、飼料用米に係るものについては「㊦」と、米粉用米に係るものについては「㊧」と表示するなどして、飼料用米及び米粉用米に係るものを明確にしておくものとする。また、飼料用米については、様式第2号の2中、「実測単収 ⑨=⑤×⑧」欄を「実測単収 ⑨=⑤」と、⑥欄か

ら⑧欄まで及び⑩欄については空欄とし、様式第2号の5及び同第2号の6については、それぞれの様式中、「実測単収 ⑬＝⑪×⑮×⑰」欄を「実測単収 ⑬＝⑪×⑮」と、⑱欄から㉑欄までは空欄とする。さらに、飼料用米について、出荷に当たり農産物検査法に基づく農産物検査を受検しない場合は、様式第2号の7を作成する必要はない。

オ 水稻・麦仕上げ歩留調査表（連合会実測調査要領様式例第2号の4）

水稻・麦仕上げ歩留調査表は、飼料用米については、作成する必要はない。

カ 実測成績検討経過表（連合会実測調査要領様式第63号から同第65号の2まで）、見回り調査結果を共済減収率として使用した場合の実測成績検討経過表の添付書（連合会実測調査要領様式第63号の添付書から同第65号の添付書まで）、病虫害による共済減収量（連合会実測調査要領様式第66号から同第68号まで）、連合会当初評価高及び単当修正量別被害面積等報告書（連合会実測調査要領様式第69号）、連合会当初評価高及び単当修正量別引受面積・共済減収量等報告書（連合会実測調査要領様式第70号）並びに一筆全損被害を有する組合員等の共済減収量等の修正経過表（連合会実測調査要領様式第71号及び同第72号）

主食用米、飼料用米及び米粉用米の別ごとに取りまとめることとする。ただし、1の（3）のイのただし書の場合はこの限りではない。

なお、様式中欄外の余白に、飼料用米に係るものについては「㉒」と、米粉用米に係るものについては「㉓」と表示するなどして、飼料用米及び米粉用米に係るものを明確にしておくものとする。

第4 関係機関との連携

組合等又は連合会は、この通知に定めのある資料を入手する等により、飼料用米及び米粉用米の生産状況等を的確に把握するとともに、農作物共済の適正な事業運営に資するため、地方農政局の地域センター、地方農政局統計部、北海道農政事務所の地域センター、北海道農政事務所統計部、沖縄総合事務局農林水産センター、沖縄総合事務局農林水産部、都道府県、市町村、試験研究機関、農業改良普及組織等関係機関との連携に努めるものとする。

[別紙様式]

飼料用米等引受状況表

〇〇県（都道府）農業共済組合連合会
（特定組合）

【〇〇年産：飼料用米・米粉用米】

組合等名	共済事故等による種別	引受戸数 (戸)	引受面積 (a)	基準収穫量又は 基準生産金額 (kg)(円)	引受収穫量又は 特定農作物共済 限度額(kg)(円)	共済金額 (円)	共済掛金 (円)
	一筆方式						
	半相殺方式						
	全相殺方式						
	小計						
	品質方式						
	合計						
	一筆方式						
	半相殺方式						
	全相殺方式						
	小計						
	品質方式						
	合計						
	一筆方式						
	合計						
合 計	一筆方式						
	半相殺方式						
	全相殺方式						
	小計						
	品質方式						
	合計						

(注意)

- 1 本様式は、飼料用米及び米粉用米ごとに作成するものとする。
- 2 不要な事項は二重線で削ること。
- 3 「引受面積」欄は、再保険引受通知書においては、1アール未満の端数がある場合には、四捨五入の方法により端数を整理して記入することとしているが、本様式ではそのまま記入（小数点第1位で記入）すること。